

大阪商業大学学術情報リポジトリ

大都市を活動拠点とする企業の事業業績と法人住民税

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2020-04-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明石, 芳彦, AKASHI, Yoshihiko メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/891

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



大都市を活動拠点とする企業の事業業績と 法人住民税

明石 芳彦

- 1 はじめに
- 2 付加価値額からみた都市別産業構造の特徴
- 3 利益計上法人・欠損法人の分析
- 4 考察
- 5 結論

1 はじめに

明石 [2018] では、都市税収には個人住民税、法人住民税、固定資産税などがあり、歳入総額に占める地方税の比率に関して、東京都（特別区）と大阪市では個人住民税と法人住民税が拮抗する時期もあったが、横浜市や名古屋市ではそのような状況になく法人住民税は個人住民税より少ないと確認した¹⁾。本稿では、市税収入のうちの法人住民税を中心として、都市における産業活動の状況（営利法人活動）と法人住民税に関わる実態を検討する。営利法人の誘致や事業推進の支援に関連して、産業振興政策が地域経済にどのような効果を及ぼすかを検討する上でも、都市の産業活動と法人関連税収との関係を把握しておく必要があると考えているためである²⁾。

本稿の目的は、第1に、日本の大都市（本稿では、日本の人口200万人以上の4都市を中心に政令指定都市）での産業・企業の事業成果、都道府県別、大都市別に、地方自治体の独自税収（地方税部分）の実態や特徴を多面的に分析し、その相互関連を探ることである。第2に、都市の財源と関連づけて、企業事業業績や企業の本社所在地の東京集中状況の影響や意味を検討することである。

1) 厳密な意味での自主財源には、諸収入・使用料・手数料等の項目が含まれる。

2) 国税庁の分類では、法人は内国法人、外国法人、連結法人に区分される。内国法人は、普通法人、人格のない社団等、協同組合等、公益法人に分かれる。普通法人は、会社等、企業組合、医療法人からなる（会社等には特定目的会社を含む）。2016年度の税務申告法人数についていえば、法人数全体で2,805,041、普通法人が2,683,570、人格のない社団等が18,843、協同組合等が43,413、公益法人が52,206、外国法人が5,346、連結法人が1,663である。また、普通法人2,683,570は、会社等2,630,504、企業組合1,464、医療法人51,602からなる（『国税庁統計年報書』平成28年度版、215ページ）。

表1 付加価値の産業別構成比率：2012年

単位：%、兆円

	東京都 区部	横浜	名古屋	大阪	札幌	川崎	京都	神戸	北九州	福岡	政令都 市等
建設業	4.6	6.6	7.5	6.0	8.0	5.6	5.1	4.3	9.2	7.2	5.8
製造業	6.1	12.6	11.6	10.1	4.5	26.4	16.7	19.3	17.9	3.8	9.7
電気ガス熱供給水道業	1.4	1.8	1.5	0.6	1.2	1.1	0.5	1.1	0.5	0.5	1.2
情報通信業	13.8	6.0	7.7	11.1	7.5	8.5	2.9	2.9	2.9	10.4	9.9
運輸業、郵便業	4.6	6.7	6.5	5.2	4.9	6.5	4.4	7.2	8.3	6.0	5.4
卸売業、小売業	22.8	19.7	26.6	29.2	26.3	13.0	22.7	24.5	20.7	26.4	23.7
金融業、保険業	11.8	9.9	8.1	9.8	8.1	5.3	9.8	7.3	5.4	10.3	10.3
不動産業、物品賃貸業	5.4	5.3	4.0	5.5	4.9	3.3	3.8	3.7	2.9	4.6	4.8
学術研究、専門・技術サービス業	7.8	7.2	5.0	4.8	3.9	9.4	4.2	3.7	4.2	3.2	4.5
宿泊業、飲食サービス業	2.3	3.4	3.3	2.8	4.2	2.9	5.3	4.3	3.2	3.7	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	1.9	3.1	2.6	1.9	3.1	2.6	2.5	2.5	2.4	4.2	2.3
教育、学習支援業	2.0	2.8	2.4	1.5	3.2	2.0	6.6	3.1	2.4	3.2	2.4
医療、福祉	8.8	8.6	6.7	5.1	12.4	8.1	10.5	10.2	14.5	8.7	8.8
その他サービス業	6.5	5.7	6.0	6.3	7.2	4.6	4.3	5.4	6.1	6.2	6.2
その他	0.2	0.6	0.3	0.2	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
付加価値額	49.7	6.6	6.8	11.6	3.1	2.6	2.7	3.1	1.6	3.7	5.2

注) 政令都市等とは、20政令指定都市および東京都特別区を指す。政令都市等の付加価値額は、20政令指定都市および東京都特別区の平均値。

元資料) 総務省、経済産業省『平成24年経済センサス 活動調査』

出所) 『神戸市の産業・就業構造』

2 付加価値額からみた都市別産業構造の特徴

産業別の付加価値額は、概念的に言えば、利益と賃金総額（および公課分）の合計である。まず、付加価値額構成比率で見た産業構造を4都市間で比較する。

表1から、2012年の付加価値額構成比率について、東京都区部では卸売業・小売業22.8%、情報通信業13.8%、金融・保険業11.8%の順、横浜市では卸売業・小売業19.7%、製造業12.6%の順である。名古屋市では卸売業・小売業26.6%、製造業11.6%の順、大阪市では卸売業・小売業29.2%、情報通信業11.1%の順である。2012年（平成24年）の付加価値額で見ると、各都市の産業構造では卸売業・小売業が2割以上の比重を占めているとわかる。また、2007年（平成19年）以降の産業統計分類でのサービス業について、学術研究・専門技術サービス業からその他サービス業までを合計すると、東京都区部39.2%、横浜市30.8%、名古屋市42.3%、大阪市40.3%と、各都市ともに3～4割となる。

東京都区部ではサービスへの転換や情報サービス業、金融・保険業が伸展している。他方、大阪市では情報通信業と製造業の比重が高い。横浜市と名古屋市でも製造業の比重が高い。この産業分類レベルでみた産業構造の変化または転換は予想外に少ないのかもしれない。

3 利益計上法人・欠損法人の分析

3-1 利益を出している法人数

図1で、1984-2016年度における日本全体の利益計上法人数比率の推移を見ると、利益法人数比率は、1984年度45%であったが、1990年度52%まで上昇した後、傾向的に下落し2000年度には32%、2008-10年度には28-27%となり、その後、2016年度には36%まで上昇している。大きな変動の波はあるが、いずれにしても、過去20年間に於いて6割以上の会社は欠損状態にあるとわかる。

次に、欠損法人の状況を規模別にみる。図2には、資本金規模でみた中小法人と大法人の欠損法人数比率の推移を示している。それによると、2008-2016年度において、中小法人の

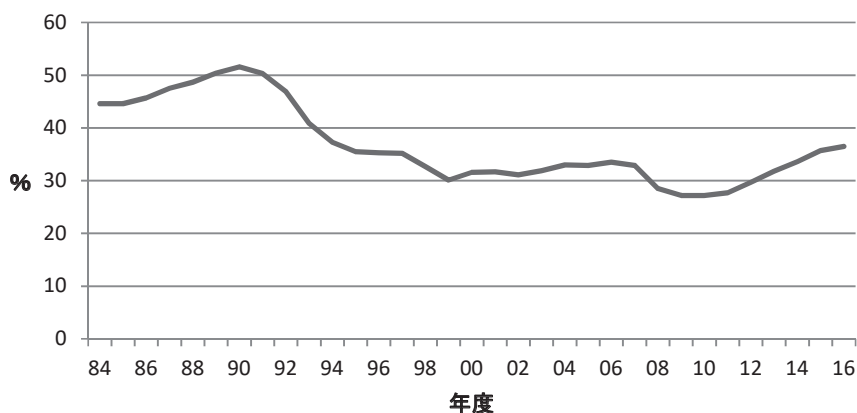


図1 利益法人数比率の推移

注) 対象は、内国普通法人。

利益（計上）法人数比率は、各年度の利益法人数と欠損法人数の合計に対する利益法人数の比率。

出所) 『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

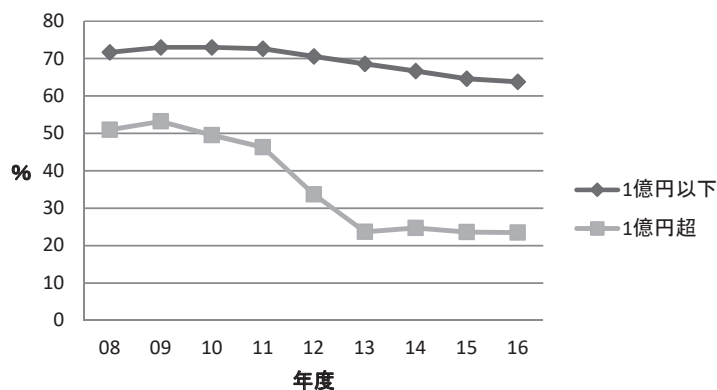


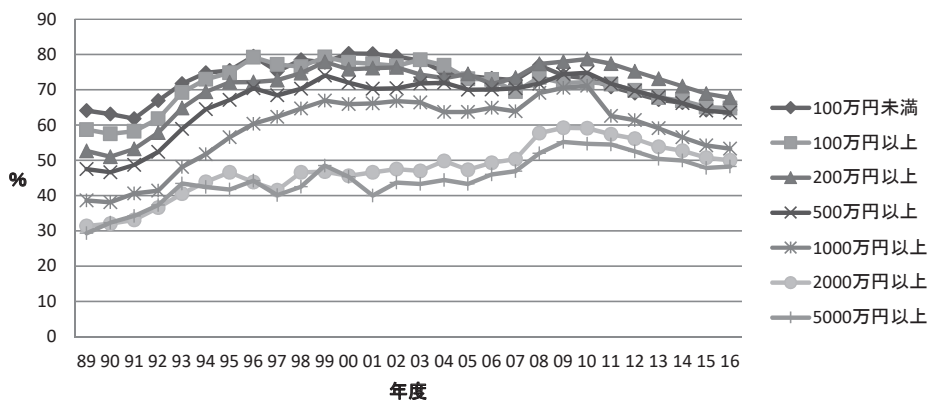
図2 大規模法人と中小法人の欠損法人数比率の推移

注) 欠損法人数比率は、各年度の利益法人数と欠損法人数の合計に対する欠損法人数の比率。2008年度から、1億円以下、1億円超の法人区分に基づく統計値が追加表記された。

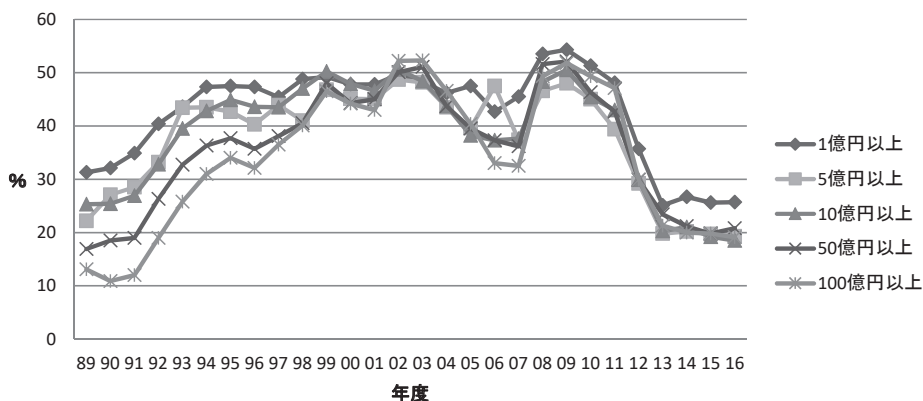
出所) 『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

欠損法人数比率は70%を上回る水準から60%台の半ばまで少し低下していた。一方、大法人の欠損法人数比率は50%台から20%台の半ばまで大きく低下していた。図2を見る限り、大規模法人のほうが黒字企業数は格段に多いのである。

図3には、1989-2016年度における欠損法人数比率の推移状況を示している。国税庁の資本金規模別分類に従ったので規模別区分数が多い。基本的に、資本規模が大きくなるほど、欠損法人数比率は低い水準で推移してきたとわかる。まず、中小規模法人の状況を示した図3-Aから、2016年度での資本金1000万円以上規模の法人の欠損法人数比率は55%以下であるが、資本金500万円未満規模の法人の欠損法人数比率は65%以上である。資本金が1000万円を上回る法人では、資本金規模が大きいほど欠損法人数比率が低下している。また、資本金が500万円未満の法人では、1998年度ころまで、資本金規模が大きいほど欠損法人数比率も低かったけれども、2001年度以降、資本金規模が大きいほど欠損法人数比率が低いとは必



3-A 中小法人での欠損法人数比率の推移



3-B 大規模法人での欠損法人数比率の推移

図3 資本金別にみた欠損法人数比率の推移

注) 欠損法人数比率は、各年度の利益法人数と欠損法人数の合計に対する欠損法人数の比率。
2010年度まで、資本金区分は100万円未満、100万円以上という表記だったが、2011年度から、100万円以下、100万円超、という区分表記に変更された。ここでは、2011年度以降も、便宜上、従来通りの表記法で表示している。

出所) 『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

ずしもいえないとわかる。

一方、図3-Bから資本金が1億円を上回る大法人の動向を見ると、資本金が1億円以上（同5億円未満）の規模の法人の欠損法人数比率は30-50%などとやや高い水準で推移し、2016年度では25%水準となった。また、資本金が5億円を上回る規模の法人の欠損法人数比率はそれよりも低い水準で推移し、2016年度では20%水準となった。とくに、1995年度ころから資本金5億円以上と同10億円以上の規模の法人で欠損法人数比率が逆転し、2001年度以降、資本金規模が大きい法人階層ほど欠損法人数比率が低いとは必ずしもいえない状況となっている。

以上、資本金規模でみた中小法人と大法人の欠損法人数比率は、大法人の欠損法人数比率のほうが全般的には低いと言える。けれども、年度により、資本金規模とは関連せず、ばらついているのである。

3-2 地域別にみた利益法人・欠損法人の状況

利益法人・欠損法人の状況を地域別にみる。表2には、1986年度、2001年度、2016年度の3年度における都道府県レベルでの欠損法人数比率を示している。それによると、1986年度において欠損法人数比率が低いのは、香川県53.7%、佐賀県54.2%、富山県54.6%であった。2001年度では、青森県60.5%、沖縄県61.4%、鹿児島県61.6%、秋田県61.7%が低かった。そして、2016年度において欠損法人数比率が低いのは、沖縄県59.9%、青森県60.4%、長崎県63.0%であった。

このように、都道府県別に比較すると、むしろ地方の県における企業（法人）の欠損法人数比率が相対的に低く、表2で示した数値から言えば、地方の欠損法人数比率は期間をこえても低い水準で推移しているように思われる。また、全般的に利益法人数比率は30%あまりである。

表示していないが、2016年度の主要都市別に見た利益法人数比率は、東京都区部32.3%、横浜市30.9%、名古屋市32.4%、大阪市34.9%、千葉市34.3%、京都市30.1%、神戸市31.1%などであった³⁾。これらの都市の水準は数値的にみて、都道府県の水準と大差ない。

ちなみに、2015年度の大阪市の場合、黒字法人39,266法人（所得申告法人の33.7%）、赤字法人77,263法人（所得申告法人の66.3%）であり、大阪市の黒字法人数比率は近畿他府県の数値よりも高い。また、黒字法人1社当たり利益額（課税所得）は1.1億円、全法人1社当たり利益額（課税所得）は3574万円で、これも近畿他府県の数値よりも多い⁴⁾。

以上のことから、地方の県における欠損法人数比率が低い理由を現時点では明確に説明できないが、地方に欠損企業（法人）が多いわけではない。また、大都市圏では欠損法人数も多く、欠損法人数比率は高かった。

3) 利益（計上）法人比率は、各年度の利益法人数と欠損法人数の合計に対する利益法人数の比率。東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局の統計資料から筆者計算。なお、京都市域に立地する右京税務署の業務範囲には長岡京市、乙訓郡が含まれている。また、神戸市域にある長田税務署は業務範囲に三田市を含んでいる。一方、神戸市西区は、税務署としては、兵庫県明石市の明石税務署の範囲となっている。よって、厳密に言えば、神戸市域に立地する税務署の数値は神戸市の実態と一致しない。

4) 日本の赤字法人と中小企業との関係は統計的に不明なままだが、赤字法人は法人税（国税）および、その課税所得に連動した法人住民税、法人事業税（地方税）を払わない。

表2 都道府県別にみた欠損法人数比率の推移

単位：%

都道府県	1986年度	2001年度	2016年度	都道府県	1986年度	2001年度	2016年度
北海道	63.8	67.5	64.5	滋賀県	55.4	68.2	67.6
青森県	59.8	60.5	60.4	京都府	59.8	72.3	69.1
岩手県	57.1	63.9	61.5	大阪府	56.2	70.4	65.5
宮城県	60.5	69.2	63.9	兵庫県	59.6	72.7	67.3
秋田県	58.2	61.7	65.4	奈良県	57.4	68.1	68.4
山形県	58.9	65.7	63.9	和歌山県	65.1	70.9	66.7
福島県	56.3	70.3	62.6	鳥取県	57.2	63.3	66.1
茨城県	54.9	72.7	66.3	島根県	58.0	64.0	66.6
栃木県	59.7	75.9	70.3	岡山県	59.6	72.8	68.8
群馬県	63.6	76.8	69.5	広島県	59.6	73.3	67.5
埼玉県	57.7	72.8	67.2	山口県	59.3	67.8	64.8
千葉県	61.2	75.5	67.2	徳島県	60.3	72.1	73.8
東京都	58.6	74.5	68.1	香川県	53.7	72.2	69.6
神奈川県	61.4	76.7	70.1	愛媛県	60.2	70.9	69.5
新潟県	61.4	69.7	65.8	高知県	61.4	63.7	64.3
富山県	54.6	65.7	64.1	福岡県	57.5	64.3	64.0
石川県	62.3	71.8	66.1	佐賀県	54.2	65.9	63.5
福井県	55.8	68.7	65.8	長崎県	57.8	64.8	63.0
山梨県	59.0	71.7	67.7	熊本県	59.2	64.9	68.2
長野県	61.0	75.0	71.3	大分県	64.4	68.8	69.9
岐阜県	56.2	70.0	67.4	宮崎県	58.3	61.8	65.8
静岡県	57.7	71.3	69.5	鹿児島県	58.3	61.6	67.0
愛知県	56.3	72.2	67.3	沖縄県	61.6	61.4	59.9
三重県	56.5	68.4	66.3	全国	58.9	71.6	67.1

注) 対象は、内国普通法人。

欠損法人数比率は、各年度の利益法人数と欠損法人数の合計に対する欠損法人数の比率。

出所)『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

3-3 利益額の地域別・資本金規模別分布

税収の観点から言えば、利益法人の数だけではなく、1法人当たりの利益が重要となる。表3には、1986年度、2001年度、2016年度に利益を計上した法人数とその利益額の構成比率、利益法人当たりの利益額を都道府県別に示している。いずれも、東京都の数値が大きい。国内普通法人が国税庁（国税局）に申告した利益額が全国の利益総額に占める上位4都道府県別の利益額構成比率を見ると、1986年度において利益額構成比率が高いのは、東京都46.1%、大阪府15.1%、愛知県7.9%、神奈川県3.7%であった。2001年度でも東京都44.0%、大阪府12.6%、愛知県7.9%、神奈川県3.6%であり、2016年度においても東京都49.3%、大阪府10.9%、愛知県6.4%などと各年度ともほぼ同様のパターンであった⁵⁾。

また、表3で、利益計上法人の申告利益額の全国構成比率のうち東京都、大阪府、愛知県の上位3都府県の比率は1986年度69.1%、2001年度64.5%、2016年度66.6%と推移しており、

5) 注2で説明したが、普通法人に限定せず、その他の組織を含めた都道府県別の法人税納税額の全国シェアでみると、東京都44.1%、大阪府9.5%、愛知県5.5%である。また、都道府県別の利益法人事業所数の全国シェアをみると、東京都19.8%、大阪府8.6%、愛知県5.7%である。

表3 都道府県別の利益法人数と利益金額の全国構成比と法人当たり利益額

単位：％、億円

	1986年度			2001年度			2016年度		
	利益法人 数構成比	利益額 構成比	利益法人 当たり利益額	利益法人 数構成比	利益額 構成比	利益法人 当たり利益額	利益法人 数構成比	利益額 構成比	利益法人 当たり利益額
北海道	4.1	1.4	0.13	4.9	1.8	0.18	4.4	1.9	0.24
埼玉	4.4	1.4	0.11	4.6	1.5	0.17	4.8	1.8	0.22
千葉	3.3	1.0	0.11	3.4	1.2	0.18	3.8	2.0	0.29
東京	22.8	46.1	0.77	18.5	44.0	1.18	20.2	49.3	1.37
神奈川	6.1	3.7	0.23	5.5	3.7	0.33	5.9	3.4	0.33
静岡	2.7	1.6	0.23	2.8	1.7	0.30	2.4	1.5	0.34
愛知	5.8	7.9	0.51	5.4	7.9	0.73	5.7	6.4	0.63
京都	1.9	1.8	0.36	1.9	2.7	0.70	1.9	1.4	0.41
大阪	8.7	15.1	0.66	8.6	12.6	0.73	8.8	10.9	0.69
兵庫	3.2	2.5	0.29	3.3	1.9	0.29	3.5	2.1	0.33
広島	2.2	1.4	0.24	2.1	1.3	0.30	2.1	1.5	0.39
福岡	2.9	2.0	0.26	3.8	2.4	0.31	3.9	2.2	0.32
全国	68.1	85.9	0.38	64.8	82.7	0.50	67.4	84.4	0.56

注) 対象は、普通法人のうちの利益計上法人。

計上利益とは、国税庁統計年報書では、利益計上法人の「所得総額」である。

出所) 『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

表4 4大都市の利益法人数と申告利益額：2016年度

単位：％、億円

	申告法人数	利益法人 数	利益法人数比率	利益総額	利益法人 当たり利益額
東京特別区	473,461	148,661	31.4	226,351	1.52
横浜市	76,204	22,613	29.7	8,713	0.39
名古屋市	75,619	23,977	31.7	19,849	0.83
大阪市	115,684	39,266	33.9	41,647	1.06
全国合計	2,653,287	849,639	32.0	480,150	0.57

注) 対象は内国普通法人。利益法人数比率は、利益法人数と欠損法人数の合計に対する利益法人数の比率。

出所) 『国税庁統計年報書』平成28年度版、および、各国税局統計資料（法人税）平成28年度から筆者作成。

それに神奈川県を加えた上位4都府県の比率は約7割の水準となる。利益額は大都市を抱える都府県、とくに東京都に利益額が集中していると言える。

さらに、利益計上法人の1法人当たりの利益額が多い都道府県は、表3から、1986年度では東京都0.77億円、大阪府0.66億円、愛知県0.51億円、2001年度では東京都1.18億円、大阪府0.73億円、愛知県0.73億円、そして、2016年度でも東京都1.37億円、大阪府0.69億円、愛知県0.63億円であった。これら3都府県に次ぐのは、2016年度では、山梨県0.45億円、京都府0.41億円、広島県0.39億円などである（一部県の値は表3に示していない）。法人当たりの計上利益額をみると、さまざまな自治体の名前が出てくるが、全国平均値（全国レベルの利益総額を利益計上法人総数で割った値）を継続的に上回るのは東京都、大阪府、愛知県の上位3都府県だけであり、上位都府県への利益額の集中を示唆している。

表4には、4大都市の利益法人数や利益法人当たりの利益額を示している。都市別にみる

表5 利益金額の資本金階層別分布比率

単位：%

資本金規模 年度	1991	1996	2001	2006	2011	2016
100万円未満	2.4	0.1	0.3	0.2	0.8	1.3
100万円以上	1.5	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2
200万円以上	4.3	2.2	2.5	2.3	4.1	3.9
500万円以上	5.0	1.2	1.2	1.2	8.6	7.6
1000万円以上	7.4	11.9	9.6	9.8	3.8	3.4
2000万円以上	9.9	10.8	9.5	7.5	8.8	7.3
5000万円以上	6.6	8.6	8.5	8.0	7.4	7.0
1億円以上	10.3	9.8	11.3	10.0	8.5	7.2
5億円以上	2.7	2.3	3.2	2.7	4.1	2.4
10億円以上	8.1	8.2	9.9	9.3	9.6	7.3
50億円以上	4.4	4.6	5.3	4.5	5.3	4.3
100億円以上	37.2	40.2	38.6	37.7	29.9	29.8
連結法人	NA	NA	NA	6.7	8.9	18.3
合計	99.8	100.0	100.0	99.9	99.9	100.0

注) 2010年度まで、資本金区分は100万円未満、100万円以上という表記だったが、2011年度から、100万円以下、100万円超、という区分表記に変更された。ここでは、2011年度以降も、便宜上、従来通りの表記法で表示している。

出所)『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

と、東京都特別区と大阪市の利益法人当たりの利益額が大きいとわかる。

以上から、都道府県別・都市別に見た計上利益額は東京都ならびに東京都区部にとくに集中しているといえる。法人税は国税であるが、利益計上額の東京への集中は、課税所得額あるいは法人税額と連動(比例)する法人住民税等として東京都や東京都区部の税収入を増加させていると考えられる。また、東京都では、法人当たりの利益額(および納税額)も大きいとわかるのである。

表5には、利益額の分布状況を企業の資本金別に示している。計上利益額の構成比率を中小法人と大法人とに大別するとき、大法人がその5割以上を占めている。申告利益総額を資本金別に見た分布割合は、資本金100億円以上の資本階層の企業が占める比率は30-40%である。それに次ぐのは、年度によりさまざまだが、比較的長期において比率が高いのは2000万円以上、1億円以上、10億円以上の資本階層の企業である。一方、近年は500万円以上の資本階層の企業も比率が高い。それらはおおむね7-12%の水準である。

3-4 業種別にみた利益額と利益法人数比率の分布

表6から、申告された利益額の産業別構成比率を見ると、2006年度までは機械工業が高かったが、2011年度以降は、サービス業、金融保険業、卸売業も高い。10%以上の構成比率となる年度が多い業種は、機械工業、卸売業、金融保険業、サービス業などである。

図4から、利益法人・欠損法人の状況を業種別にみる。欠損法人数比率が傾向的に70%超と高いのは、繊維工業、出版印刷業、その他の製造業、料理飲食旅館業であり、欠損法人数比率が傾向的に60%未満と低いのは運輸通信公益事業、建設業である。1991-2016年度を通

表6 利益金額の業種別構成比率

単位：%

業種	年度	1991	1996	2001	2006	2011	2016
農林水産業		0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4
鉱業		0.4	0.5	0.7	1.4	2.6	0.6
建設業		13.0	12.3	5.6	4.0	4.9	7.2
繊維工業		0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
化学工業		7.5	8.2	9.5	8.0	7.8	5.5
鉄鋼金属工業		5.2	3.2	2.9	3.9	2.4	1.8
機械工業		15.1	13.5	14.3	14.5	8.1	6.0
食料品製造業		2.6	2.9	3.1	2.8	2.9	2.1
出版印刷業		1.5	1.8	1.6	1.8	0.8	0.6
その他の製造業		4.3	3.8	4.4	3.6	3.5	2.5
卸売業		11.6	11.5	11.4	10.8	10.8	7.8
小売業		5.0	5.1	5.1	6.0	8.0	5.1
料理飲食旅館業		1.2	0.9	0.9	0.6	1.0	1.2
金融保険業		11.9	12.9	7.6	7.4	7.5	11.4
不動産業		3.8	2.8	3.9	4.4	4.7	5.8
運輸通信公益事業		6.8	8.7	11.5	9.5	9.2	10.2
サービス業		6.8	7.9	12.4	10.6	13.8	13.2
その他の法人		2.5	3.3	4.7	3.4	2.4	NA
(企業組合)		(0.01)	(0.01)	(0.01)	NA	(0.01)	(0.01)
(医療法人)		(0.6)	(1.3)	(2.6)	(1.4)	(2.4)	(1.2)
合計		100.0	99.9	99.8	99.9	99.8	99.9

注) 業種分類は、内国普通法人についての資料に基づく。

出所)『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

じて、こうした特徴を見いだすことができる。

国税庁の統計では、都市別かつ業種別の利益法人関連資料は公表されていないので、表7には、2016年度における国税局（地域圏）別にみた業種別の利益法人比率を示している。それによると、利益法人比率が高い業種は医療保健業41-45%、建設業37-40%、運輸・公益事業39-42%の順であった。一方、利益法人比率が低い業種は料理・飲食店・旅館業22-25%、小売業24-25%であった。（都道府県別という地域要因と関連づけることはできないが）これらの業種の特徴はいずれの地域圏でも観察され、3つの地域圏の間で大きな差がないとわかる。

また、表8から、2016年度の国税局地区別にみた申告利益の業種別構成比率を見ると、大阪国税局と名古屋国税局では製造業が36%、卸売業が11-12%と高いが、東京国税局では金融保険業が22%、建設業が18%と高かった。

都市別または地域圏別にみて、利益額が東京地区に多いのは、大規模企業の本社が集中しているせいかもしれない。全国各地で事業活動している企業が各地で得た利益は決算上、本社がある東京で申告され、国税である法人税を納め、それとともに、従業者数に応じて法人住民税の法人税割部分を納めているので、東京の法人住民税も多いと考えられる。

ちなみに、2016年（平成28年）度に、東京都特別区の法人住民税は8385億円（うち、千

代田区2513億円、港区1681億円、中央区1423億円、新宿区879億円)であり、東京都特別区の法人事業税は1兆0025億円(うち、千代田区2739億円、港区2144億円、中央区1823億円、新宿区937億円)であった⁶⁾。また、東京都特別区の法人住民税額である8385億円は、全国の法人住民税総額2兆9619億円の28.3%に相当する⁷⁾。

しかし、表2、表4に示したとおり、東京の欠損法人数比率が必ずしも低いわけではない。東京都区部に本社を置く大企業が多いため、都市・区別別に見たとき、東京都区部の利益額合計および法人住民税や事業所税額が多くなると考えることができるだろう。

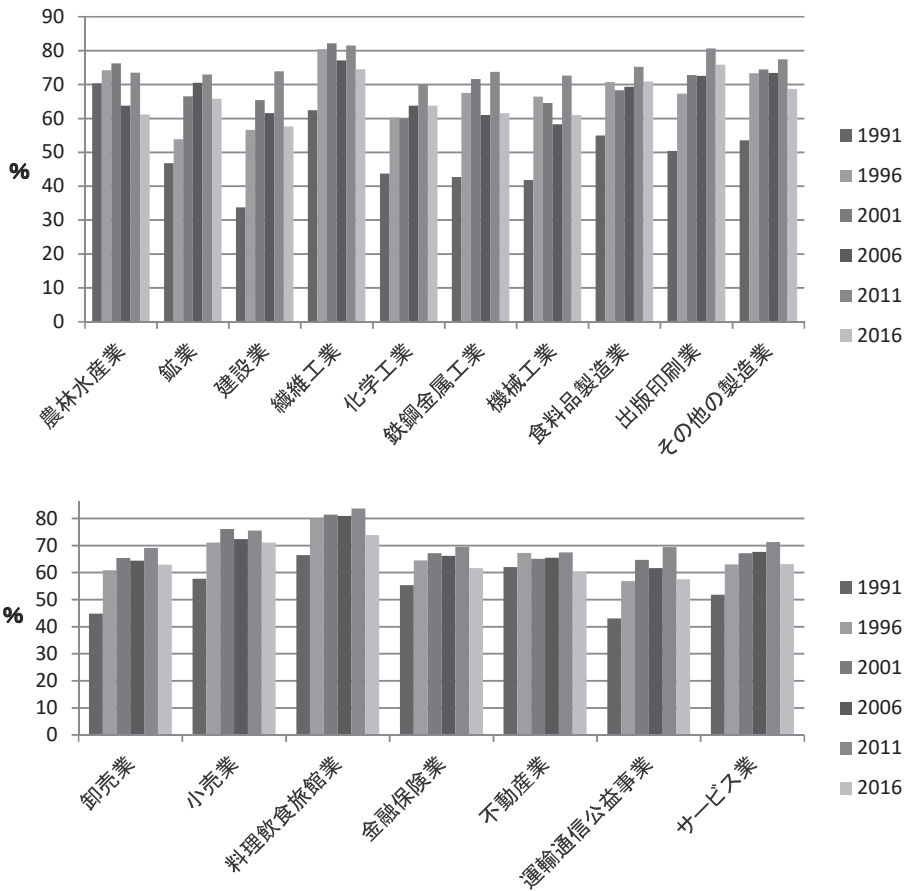


図4 業種別に見た欠損法人数比率の推移

注) 図2の注と同じ。

出所) 『国税庁統計年報書』各年度版から筆者作成。

6) いずれも、現年課税分の調停額を示している(東京都主税局『東京都税務統計年報』)。ちなみに、同じ資料から、2007年(平成19年)度では、東京都特別区の法人住民税(法人住民税)は1兆1540億円(うち、千代田区2850億円、港区2617億円、中央区2137億円、新宿区866億円)、その法人事業税は1兆4004億円(うち、港区3288億円、千代田区3150億円、中央区2626億円、渋谷区1061億円、新宿区1054億円)であった。

7) 全国の法人住民税額は総務省編『地方財政白書』平成30年版、44ページによる。

表7 国税局別・業種別にみた利益法人数比率：2016年度

単位：％

	東京	名古屋	大阪	全国
農林水産業	29.1	34.1	31.2	35.4
鉱業	37.5	30.9	30.9	32.2
建設業	36.9	37.0	40.1	39.2
製造業	28.2	31.8	32.7	30.9
運輸、公益事業	38.7	41.9	39.6	39.7
情報通信業	32.8	31.0	29.2	32.1
卸売業	33.1	32.2	33.2	33.5
小売業	23.6	25.2	25.4	25.6
金融保険業	31.0	34.0	29.0	32.3
不動産業	36.7	35.4	37.1	36.3
料理飲食旅館業	24.6	21.9	24.9	23.5
医療保健業	41.3	44.5	41.2	42.2
サービス業	30.1	30.7	31.0	31.2
その他の産業	27.3	28.5	26.1	27.2
全産業	31.6	32.3	33.4	32.9

注) 普通法人の値。

東京国税局：千葉、東京、神奈川、山梨。

名古屋国税局：岐阜、静岡、愛知、三重。

大阪国税局：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山。

全国の資料は『国税庁統計年報書』平成28年度版、222、224ページの資料に基づく。

出所)『国税庁統計年報書』平成28年度版、および、各国税局統計資料（法人税）平成28年度から筆者作成。

表8 国税局別計上利益額の業種別構成比率：2016年度

単位：億円、％

	東京		名古屋		大阪		全国	
	計上利益額	構成比	計上利益額	構成比	計上利益額	構成比	計上利益額	構成比
農林水産業	215	0.1	151	0.3	81	0.1	2,016	0.4
鉱業	3,571	1.3	36	0.1	34	0.1	3,897	0.8
建設業	16,190	5.9	3,784	8.3	8,283	10.9	42,854	8.6
製造業	48,656	17.7	15,790	34.7	26,881	35.4	117,115	23.5
運輸、公益事業	13,379	4.9	7,842	17.2	5,006	6.6	32,092	6.4
情報通信業	36,549	13.3	920	2.0	1,225	1.6	40,975	8.2
卸売業	22,946	8.3	4,991	11.0	9,052	11.9	47,267	9.5
小売業	11,640	4.2	2,490	5.5	3,362	4.4	30,413	6.1
金融保険業	58,489	21.3	2,102	4.6	6,523	8.6	72,701	14.6
不動産業	22,131	8.0	1,997	4.4	4,803	6.3	34,622	7.0
料理飲食旅館業	3,639	1.3	648	1.4	2,424	3.2	8,424	1.7
医療保健業	2,658	1.0	966	2.1	1,738	2.3	9,676	1.9
サービス業	34,707	12.6	3,746	8.2	6,259	8.2	55,611	11.2
その他の産業	156	0.1	30	0.1	322	0.4	686	0.1
全産業	274,933	100.0	45,501	99.9	76,000	100.0	498,356	100.0

注) 対象は、内国普通法人。構成比は、各国税局のなかでの利益額構成比率の値。

国税局別の都府県構成は表7と同じ。

出所)『国税庁統計年報書』平成28年度版、および、各国税局統計資料（法人税）平成28年度から筆者作成。

3-5 法人住民税と法人関連税額の実状

都市における産業活動と営利法人（主に会社）の納税状況との関係を考えてみる⁸⁾。

法人住民税は、①法人税連動部分（利益法人の課税所得に課税され、法人税割部分と呼ばれる。赤字法人は課税を免除される）と②均等割部分（事業所等の規模に応じて課税され、赤字法人も納税される）の合計からなる。

法人住民税の法人税割部分では、利益を出した法人が課税所得額の一定税率分を納税する。課税対象所得は法人税のベースと同じである。法人税は利益法人に対して課税される国税であるが、地方税である法人住民税のうちの法人税割部分も、利益を出した法人の課税対象所得額（収益から経費控除後の値）あるいは法人税額（法人の税務会計における課税対象所得額に法人税率をかけた値）と連動（比例）している。法人（会社等の普通法人）が保有する事業所や事務所が複数の市町村に存在する場合、法人全体の従業者数に占める事業所等の従業者数の割合に応じて、課税対象所得をそれら市町村間で按分して、それぞれの市町村に納税する（事業所等の所在地が複数の都道府県に立地する場合、複数の都道府県にも納税する）。多くの場合、本社や本社付きの従業者数をもっとも多いと考えられる。よって、特定の都道府県や特定の市区に会社の本社が偏在することは、課税対象所得あるいは法人税額と連動する法人住民税（法人税割）部分では、法人住民税もそれらの特定市区に偏在して多くなると見なすことができるだろう。

他方、法人住民税の均等割部分に関しては、法人の当期収支決算が赤字（欠損法人）であっても、法人が事業所、事務所、寮などを当地に保有するならば、事業所等が立地する自治体ごとに事業所の従業者数と法人の資本金の額の組み合わせから都道府県や市町村ごとに納税しなければならない。都道府県向けの額は、企業の資本金の額で納税額が決まる。また、市町村向けの額は、企業の資本金の額と従業者数の組み合わせに応じて納税額が決まる。つまり、法人住民税の均等割部分の納税金額は自治体ごとに決められている⁹⁾。

上述した通り、国税庁に申告された利益額の都市・地域別納付額は、都市別の法人住民税額の差として都市収入の大きさに影響する。たとえば、当該都市内に存在するある企業の支社・支店・事業所が活発な事業活動を行い多額の利益を上げていても、全社従業者数に占める当該事業所等の従業員数の比率が低ければ、全社的な利益創出貢献度とは無関係に、課税対象所得額あるいは法人税額に連動する法人住民税は、当該都市の税収入としては当該事業所等が生み出す利益額ほどに大きな額とならないかもしれないのである¹⁰⁾。

そこで、法人住民税の法人税割部分の大きさが法人住民税に占める比率を計算して、各自自治体における法人住民税の法人税割部分と均等割部分の構成比率を確かめてみよう。法人

8) 基礎自治体に関わる企業（法人）関連税収入としては固定資産税、法人住民税、事業所税、都市計画税が代表的である。固定資産税は、保有する不動産の評価額と取得資産（投資）やその償却資産に課税される。それは産業活動における投下固定資産総額（土地、建物、設備）に関わる課税であり、地方税のうちの現在の最大の収入項目であるが、本稿では扱わない。

9) 均等割部分の金額は、道府県民税の場合、企業の資本金の額により異なるが、最低2万円以上となっている。また、市町村民税の場合、資本金の額と事業所所在地（市町村）の従業者数との組み合わせに応じて、最低5万円以上である。法人住民税に関する法人税割と均等割については、たとえば、沼尾ほか[2017] 104-105ページを参照のこと。

10) 阿部・山崎 [2004] では、経済的中枢管理機能に関わる本社・支社所在地とそれらの管轄範囲に関する地域分布の分析結果を数量的に示している。

表9 都道府県別、政令指定都市別の法人住民税の状況：2016年度

単位：億円、%

都道府県名	法人税割／法人住民税			都道府県名	法人税割／法人住民税			都市名	法人税割／法人住民税			都市計画税額
	法人住民税額	法人住民税率	法人事業税額		法人住民税額	法人住民税率	法人事業税額		法人住民税額	法人住民税率	法人事業税額	
北海道	190.6	72.9	1,108.3	滋賀県	65.0	74.0	402.1	札幌市	286.1	75.5	85.7	237.1
青森県	38.8	65.9	237.4	京都府	111.2	73.9	645.0	仙台市	252.6	78.6	53.4	140.7
岩手県	50.9	66.7	272.7	大阪府	693.7	76.8	3,394.7	さいたま市	217.1	78.7	45.1	181.3
宮城県	133.9	69.8	751.4	兵庫県	220.1	77.1	1,343.2	千葉市	167.3	78.5	51.8	129.1
秋田県	32.4	62.7	175.7	奈良県	33.5	64.6	173.9	横浜市	549.0	76.2	180.9	573.6
山形県	38.7	65.7	203.4	和歌山県	31.3	63.7	173.0	川崎市	206.7	79.7	88.1	252.1
福島県	87.3	72.9	599.3	鳥取県	19.7	59.7	104.9	相模原市	61.1	70.7	31.8	92.1
茨城県	128.4	75.7	764.5	島根県	24.8	66.1	151.4	新潟市	109.0	74.5	45.2	81.9
栃木県	98.6	73.9	551.4	岡山県	86.1	71.0	466.4	静岡市	107.9	75.9	40.7	107.8
群馬県	126.6	80.3	643.6	広島県	150.8	74.5	814.4	浜松市	106.0	74.7	49.6	74.8
埼玉県	251.1	77.2	1,349.6	山口県	62.1	75.1	366.3	名古屋市	644.4	82.1	158.8	444.9
千葉県	232.6	78.9	1,329.6	徳島県	30.0	69.5	174.2	京都市	241.3	77.9	71.9	230.9
東京都	2259.9	89.4	10,510.1	香川県	55.2	68.7	293.1	大阪市	1235.7	84.8	273.0	567.7
神奈川県	389.5	81.1	2,438.4	愛媛県	57.3	70.6	324.1	堺市	100.5	77.1	46.7	105.8
新潟県	90.3	71.1	593.8	高知県	23.6	65.0	129.6	神戸市	260.5	79.1	90.0	226.5
富山県	50.0	69.5	290.7	福岡県	240.6	75.5	1,293.7	岡山市	118.6	76.9	38.4	80.2
石川県	65.6	70.4	351.9	佐賀県	29.7	66.8	170.8	広島市	247.7	80.0	65.2	162.4
福井県	38.4	72.5	273.2	長崎県	42.1	67.3	221.0	北九州市	120.9	70.5	72.3	119.3
山梨県	42.8	70.0	234.9	熊本県	58.1	65.9	296.3	福岡市	402.3	78.8	76.8	234.3
長野県	90.7	70.0	509.9	大分県	44.1	66.4	244.7	熊本市	92.4	69.8	22.6	53.0
岐阜県	85.9	73.8	493.4	宮崎県	35.1	65.1	201.5	総額	5527.0	81.0	1,587.9	4,095.6
静岡県	166.4	75.0	1,206.8	鹿児島県	53.4	67.0	288.8	平均値	276.4	79.4	79.4	204.8
愛知県	599.7	86.3	3,406.1	沖縄県	48.0	69.8	257.8					
三重県	79.4	72.98	520.5	全国	7,584.0	79.7	40,747.8					
				平均値	161.4	79.7	867.0					

出所) 総務省『地方財政統計年報』平成28年版から筆者作成。

住民税には府県民税と市民税があるが、表9から、法人住民税のうち法人税割の比率が高い都道府県は東京都89.4%、愛知県86.3%、神奈川県81.1%などである。逆に、同比率が低いのは鳥取県59.7%、秋田県62.7%、和歌山県63.9%などである。また、政令指定都市の場合、高いのは大阪市84.8%、名古屋市82.1%、福岡市78.8%であり、低いのは熊本市69.8%、北九州市70.5%、相模原市70.7%である¹¹⁾。

3-6 法人関連税制と本社所在地

納税対象所得の元となる利益額が巨額な一部の大規模法人が、特定の大都市に集中しているという推測もできる。表10には、新興市場を含めた日本の証券取引市場に上場した会

11) 東京都の法人都民税は、市町村民税相当分を併せて徴収している（東京都主税局『東京都税務統計年報』の法人都民税に関わる部分の備考欄1の説明による）。

表10 都道府県別・市区別にみた上場企業の本社所在地数：2017年

単位：社数、%

都道府県名	会社数	比率	市区名	会社数	比率
東京都	1911	51.9	東京都特別区	1850	50.2
大阪府	424	11.5	東京都港区	409	11.1
愛知県	220	6.0	東京都千代田区	352	9.6
神奈川県	180	4.9	東京都中央区	303	8.2
兵庫県	109	3.0	東京都渋谷区	161	4.4
福岡県	80	2.2	東京都新宿区	156	4.2
埼玉県	73	2.0	東京都品川区	128	3.5
京都府	66	1.8	大阪市	365	9.9
静岡県	50	1.4	大阪市中央区	120	3.2
千葉県	48	1.3	大阪市北区	99	2.7
広島県	46	1.2	名古屋市	144	3.9
北海道	46	1.2	名古屋市中区	53	1.4
全上場会社数	3682	100	横浜市	107	2.9

出所) 東洋経済新報社『会社四季報 CD-ROM』2018 新春号の資料から筆者作成。

社の本社所在地を都道府県別・市区別に示している。都道府県別に見ると、東京都51.9%、大阪府11.5%の両者で約63%を占める。愛知県6.0%を加えると、上位3都府県で約7割となる。同じ表から、市区別にみると、東京都特別区50.2%（うち東京都港区11.1%、東京都千代田区9.6%、東京都中央区8.2%）、大阪市9.9%などであり、東京都特別区と大阪府で60.1%となる。日本の特定の都市部に本社所在地が集中しているのである。

なお、大都市の税収を検討している本稿での直接の検討対象ではないが、参考のため、先の表9には、都道府県の税項目である法人事業税額と、政令指定都市の税項目である法人事業所税および都市計画税の額を示している。法人事業税は課税対象所得に税率をかけることと比べて、法人住民税は法人税額に対してさらに法人住民税の税率をかけたものであり、課税対象の金額が大きく違う。表9をみると、法人事業税の額は法人住民税の額の約5倍の大きさである。一方、政令指定都市での法人事業所税の額は法人住民税の額の約50-66%の大きさであるが、都市計画税の額は法人住民税の額の約50-150%の大きさであると思われる。都市により税額水準が異なるけれども、これらの法人関連税額の大きさも無視できない¹²⁾。

本稿では、都市の産業活動と結びつけて、法人税割部分に関わる論点を中心に検討した。法人関連税全般については稿を改めて比較分析したい。

12) 林・橋本 [2014] 113-117ページでは、法人住民税より、(都道府県民税である)法人事業税についての説明のほうが詳しい。また、沼尾ほか [2017] 106-107ページにも説明がある。

4 考察

中小企業振興策や企業立地促進の目的は雇用機会や税収の拡大というが、法人が黒字であれば税収や雇用拡大も期待されるかもしれない反面、法人が慢性的に赤字であると、税収や雇用の維持・拡大は期待できない。よって、中小企業支援政策を地方税収入と結びつけて見ると、金額の多寡は別として、法人関連の税を支払う能力を培うべく経営内容を改善する（黒字経営にする）ことが重要という含意を得られる。中小企業の経営力を引き上げ、黒字企業を増やして法人税等の支払い能力を高めることが、ひいてはその所得や雇用を増やすことに結びつくともいえる。

法人の課税対象所得あるいは法人税額と比例する法人住民税額は、多くの本社があり従業員数が多い特定の大都市にかなり集中しているといえる。また、法人住民税や法人事業税に関わる利益または課税所得が多い上位自治体は固定的となっていると思われる。法人の数としては利益計上法人数が、利益の大きさとしては利益計上額が、東京都区部に集中しているのである。

5 結論

本稿で明らかになった点は次の通りである。

第1に、日本の普通法人（おもに会社）のうち、利益を計上しているのは約3～4割である。利益を計上する法人は資本金規模の大きさと比例する側面もあるが、必ずしもそうともいえない側面もある。また、地域的にみると明確な偏りはあるが、業種の特徴はないと思われる。

第2に、国税庁の資料（法人税納付に関わる現状）によると、利益法人の本社は一部の大都市（とくに、東京都区部の千代田区、中央区、港区）に集中している。東京都特別区をはじめ、多くの大都市は、法人住民税の「法人税割」部分に約7割を依存している。法人税割比率が高いことは本社所在地数と比例し、利益計上法人数と比例するかもしれない。一方、大規模法人の本社所在地数は、大規模事業所数比率や会社従業員数と比例するだろうか。また、支店・支社・営業所数に関わる指標と、法人税額、法人税割比率は反比例の関係にあるだろうか。これらについては、今後の検討課題としたい。

大都市や地方自治体にとり、独自税収入（地方税等）の源泉として、個人住民税と固定資産税に依存する度合いが高いが、地域の産業活動を活性化することは、従業員先の確保や税収の側面からみても重要である。しかし、明石〔2018〕で示したとおり、都市居住者がその都市内で就労するとは限らない点も含めて、都市の産業活動と就労や税収がどのような関係にあるかについても、さらなる考察が必要である。

参考文献

阿部和俊・山崎朗〔2004〕「都市の盛衰と都市システムの変容」『変貌する日本のすがた—地域構造

と地域政策』Ⅲ章、古今書院。

明石芳彦 [2018] 「大都市での経済活動と地方税収の関係：探索的研究」大阪商業大学『大阪商業大学論集』14(1)、通巻189号、pp.15-30。

明石芳彦 [2019] 「大都市の産業活動と事業所数・従業者数に関する基本的実態分析」手稿。

沼尾波子・池上岳彦・木村佳弘・高端正幸 [2017] 『地方財政を学ぶ』有斐閣。

林宏昭・橋本恭之 [2014] 『入門 地方財政』第3版、中央経済社。

本多哲夫 [2013] 『大都市自治体と中小企業政策』同友館。

統計資料

国税庁編『国税庁統計年報書』各年、(財)大蔵財務協会。(過去10年分の統計資料は、ホームページ <http://www.nta.go.jp/> に掲載されている)

厚生労働省統計情報部『賃金センサス』2001年6月。

厚生労働省『平成27年賃金構造基本統計調査(賃金センサス)』2015年6月。

大都市統計協議会編集『大都市比較統計年表』

地方財政調査研究会編『地方財政統計年報』平成20年版、(財)地方財政協会。

産労総合研究所『2016年版 賃金・労働条件総覧』経営書院、2016年。

総務省編『地方財政白書』平成30年版(平成28年版決算)

総務省統計局「平成26年度 経済センサス 基礎調査」

東洋経済新報社編『会社四季報 CD-ROM for Windows10/8.1/7』2018新春号、2017年12月。

URL

東京都主税局『東京都税務統計年報』各年。<http://www.tax.metro.tokyo.jp/tokei/tokei.html> アクセス日 2019.3.20

東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局の統計資料(法人税の項目)、<http://www.nta.go.jp/> アクセス日 2019.1.22

総務省(地方財政状況調査関連資料)『地方財政統計年報』平成28年版。<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei28.html> アクセス日 2019.3.12